

第4回 和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会

○日時

令和2年3月12日（木） 14:00～17:00

○場所

和歌山県民文化会館 大会議室

○議事

(1) 第3回検討会での意見及びその対応について

【騒音の離隔距離について】

委員

- 離隔距離の設定にあたっては、一番安全側の数値を用いた非常に厳しい考え方をしていること、また、それが和歌山県独自のルールであることを明記すべきではないか。

委員

- 離隔距離の設定に用いた前提条件が合理的なものであることを巻末資料5に記載すべきである。また、指針値を40dBにしたことの根拠、1800mが環境省のガイドライン等の値より上回る設定であることを記載し、それが和歌山県独自の厳しい条件で設定している旨を明記すべきではないか。

県

- ゾーニング報告書のクレジットは和歌山県であり、和歌山県としての考えであることは間違いない。表記については、再度検討したい。

(2) ゾーニング報告書（公表版）（案）について

【パブリックコメントの意見とその対応について】

委員

- 資料2は、ランダムに並んでいるが、整理方法に工夫が必要である。読み手に分かりやすいように、ゾーニング方針や自然環境などの項目ごとにグルーピングして、意見をまとめるとよい。

【景観について】

委員

- ゾーニングマップに世界遺産等の配慮すべき範囲を一緒に載せることで新たな誤解が生じないようにする必要がある。

委員

- 案として、注書きででも、ゾーニング報告書の41pに留意することを記載してはどうか。

委員

- 自然公園の眺望点から1°（10km）の範囲を保全推奨エリアとしているが、自然公園のルールとして海上の規定は1～2kmであり、10kmは自然公園外となる。そのため、和歌山県のルールとして、景観に厳しいルールを設けており、自然公園の外側にも適用していると明確に表示すべきではないか。

県

- 景観だけでなく、保全推奨エリア全体に当てはまるご指摘であり、表記については、再度検討したい。

委員

- 40pの世界遺産等の眺望についてだが、景観への配慮は、ある眺望点からみた眺望範囲の対象空間内に、風車と世界遺産が同じ視界に入る場合に配慮が必要とするのが一般的である。しかし、和歌山県の場合はそれと異なり、眺望点の側に世界遺産があり、そこからの眺望も含めて世界遺産指定がなされていることから、景観への配慮の性格の違いとそれに伴う必要性の中身について記載すべきではないか。

県

- 世界遺産等の眺望の考え方については、巻末資料に記載しているが、報告書本文にも加筆する。

委員

- 和歌山県として景観を大切にしていることは理解している。ただ、社会性条件も考慮した場合、エリアとして残る場所があるのか心配である。国のエネルギー政策、CO2排出の抑制等も踏まえてゾーニングマップを作成してほしい。

県

- 県の政策も踏まえ、洋上風力発電を推進するのかどうかについては地元との共存・調和、地域の経済産業の状況も踏まえて考えていく。

【その他】

委員

- ゾーニングの目的について、県民向けフォーラムの資料では「適正な立地」のためという言葉を用いている。この方が、より目的が分かるようになると考えられる。
- ゾーニングの対象範囲について、領海内かつ陸地からの離岸距離30kmまでとしているが、通常は領海（12海里 ≒ 22km）内までである。30kmとした理由を明記すること。

県

- 国が採用している直線基線が和歌山県瀬戸崎と徳島県大島を結ぶ線上に適用されていて、領海が離岸距離12海里までではなく30km以上となっているので、ここではその関係で30kmまでの海域としたもの。なお当該直線基線以南においては通常基線に基づく12海里までを対象範囲とした。以上のような理由を、正確に記載する。

委員

- 18pの今後のスケジュールについて、社会性条件、漁業との調整について検討する旨を記載すること。

県

- 今回の検討会で今後のスケジュールについて、承認を受けたうえで報告書にも反映する。

(3)今年度の鳥類調査について

委員

- 今回の結果は冬季の調査としては妥当である。ウミスズメ類は引き続き注目していきたい。
- 今後の調査計画について、タカ類の渡りについては阿南市側とリアルタイムに情報交換できれば線としてつなげられるのではないかと期待している。また、渡りは気象条件によって左右されることから、数日間の調査をお願いしたい。

県

- 調査計画の詳細については、予算等を踏まえ、再度相談して決定したいと考えている。

(4)県民フォーラム開催概要報告

県

- 洋上風力発電に対して、厳しい意見の他、漁業との共存といった意見があった。

(5)今後のスケジュール等

委員

- 社会的制約条件が加わることでゾーニング範囲が狭まるものと思われるが、漁業者の積極的な動きもあり、そういったポジティブな意見を汲み取って進めてほしい。
- 将来、事業者等から洋上風力発電が提案された場合、一律にこのゾーニングによって規制するのではなく、サイエンスに基づき個々に環境影響評価を実施し、その実現の可否の検討を望む。

(6)ゾーニング検討会の設置及び運営に関する要綱の改定について

県

- 来年度は漁業等の水産資源、海上交通、地域経済のそれぞれに関する専門の方に委員として参加していただき、12名としたい。